

# 農業農村整備事業における「施工箇所が点在する工事の積算方法」

## 1 趣旨

施工箇所が点在する工事については、建設機械を複数箇所に運搬する費用や複数箇所の交通規制等がそれぞれの箇所で発生するなど、積算額と実際に要する費用との間に乖離があるため、工事箇所ごとに共通仮設費及び現場管理費等を算出する積算とするものである。

## 2 対象工事及び工事箇所の設定方法

施工箇所が複数あり、その点在範囲が1 km 程度を超える工事を対象とする。その際、工事箇所については、施工条件を踏まえ、施工箇所の点在範囲が1 km程度以内となるよう、適切に細分化しながら設定することとする。

ただし、地区の状況等により、点在範囲の条件がこれにより難しい場合は、個別に考慮することができる。

## 3 積算方法

上記2の工事箇所ごとに共通仮設費及び現場管理費等を算出することができることとする。

具体的な積算方法については、次の方法により対応することとする。

- (1) 施工規模の大きい箇所を「主たる工事箇所」とし、その他を「その他の工事箇所」として分類する。
- (2) 主たる工種区分は、全体の工事内容に基づき設定するものとし、施工箇所ごとの工事内容に応じて個別に工種区分を設定しないものとする。
- (3) 直接工事費の施工規模等の入力条件は、施工箇所ごとの条件から選択する。
- (4) 労務費、材料費等単価の地区設定は、施工箇所ごとに設定する。
- (5) 共通仮設費、現場管理費、据付間接費、技術者間接費及び機器管理費については、工事箇所ごとに分けて積算した額を合算する。  
なお、共通仮設費率及び現場管理費率に係る地域補正については、工事箇所ごとに設定する。  
また、積み上げ計上する費用のうち、施工箇所ごとに分割できない場合は、主たる工事箇所に計上する。
- (2) 一般管理費等、設計技術費については、施工箇所ごとに分けない積算（以下、「通常の積算」という。）と同様とする。算出方法は4のとおりとする。  
なお、一般管理費等、設計技術費の算出時における共通仮設費率及び現場管理費率に係る地域補正については、主たる工事箇所を設定した補正係数によるものとする。

#### 4 施工箇所が点在する場合の積算イメージ

##### (1) 土木工事の場合

	通常の積算	施工箇所ごとの積算			施工箇所所在用積算		
		工事箇所(1) (主)	工事箇所(2) (他1)	工事箇所(3) (他2)	工事箇所(1) (主)	工事箇所(2) (他1)	工事箇所(3) (他2)
直接工事費	1 A (2 A + 3 A + 4 A)	2 A	3 A	4 A	2 A	3 A	4 A
	+	+	+	+	+	+	+
共通仮設費	5 B	6 B	7 B	8 B	6 B	7 B	8 B
	+	+	+	+	+	+	+
現場管理費	9 C	10 C	11 C	12 C	10 C	11 C	12 C
	+	+	+	+	+	+	+
一般管理費等	13 D	14 D	15 D	16 D	13 D		
. . . . .							
共通仮設費の算定	1 Aを対象額として算出	2 Aを対象額として算出	3 Aを対象額として算出	4 Aを対象額として算出	6 B + 7 B + 8 B		
現場管理費の算定	1 A + 5 Bを対象額として算出	2 A + 6 Bを対象額として算出	3 A + 7 Bを対象額として算出	4 A + 8 Bを対象額として算出	10 C + 11 C + 12 C		
一般管理費等の算定	1 A + 5 B + 9 Cを対象額として算出				1 A + 5 B + 9 Cを対象額として算出		

( 2 ) 施設機械設備工事の場合

	通常の積算	施工箇所ごとの積算			施工箇所点在用積算		
		工事箇所(1) (主)	工事箇所(2) (他1)	工事箇所(1) (主)	工事箇所(2) (他1)	工事箇所(1) (主)	工事箇所(2) (他1)
直接製作費	1 A ( 2 A + 3 A + 4 A )	2 A	3 A	4 A	2 A	3 A	4 A
	+	+	+	+	+	+	+
間接労務費	5 B	6 B	7 B	8 B	6 B	7 B	8 B
	+	+	+	+	+	+	+
工場管理費	9 C	10 C	11 C	12 C	10 C	11 C	12 C
	+	+	+	+	+	+	+
直接工事費	13 D ( 14 D + 15 D + 16 D )	14 D	15 D	16 D	14 D	15 D	16 D
	+	+	+	+	+	+	+
共通仮設費	17 E	18 E	19 E	20 E	18 E	19 E	20 E
	+	+	+	+	+	+	+
現場管理費	21 F	22 F	23 F	24 F	22 F	23 F	24 F
	+	+	+	+	+	+	+
据付間接費	25 G	26 G	27 G	28 G	26 G	27 G	28 G
	+	+	+	+	+	+	+
設計技術費	29 H	30 H	31 H	32 H	29 H		
	+	+	+	+	+	+	+
一般管理費等	30 I	31 I	32 I	33 I	30 I		
. . . . .							
間接労務費の 算定	1 A を対象額 として算出	2 A を対象額 として算出	3 A を対象額 として算出	4 A を対象額 として算出	6 B + 7 B + 8 B		
工場管理費の 算定	1 A + 5 B を 対象額として 算出	2 A + 6 B を 対象額として 算出	3 A + 7 B を 対象額として 算出	4 A + 8 B を 対象額として 算出	10 C + 11 C + 12 C		
共通仮設費の 算定	13 D を対象額 として算出	14 D を対象額 として算出	15 D を対象額 として算出	16 D を対象額 として算出	18 E + 19 E + 20 E		
現場管理費の 算定	13 D + 17 E を 対象額として算 出	14 D + 18 E を 対象額として算 出	15 D + 19 E を 対象額として算 出	16 D + 20 E を 対象額として算 出	22 F + 23 F + 24 F		
据付間接費の 算定	13 D を対象額 として算出	14 D を対象額 として算出	15 D を対象額 として算出	16 D を対象額 として算出	26 G + 27 G + 28 G		
設計技術費の 算定	1 A + 5 B + 9 C + 13 D + 17 E + 21 F + 25 G を対象額として 算出				1 A + 5 B + 9 C + 13 D + 17 E + 21 F + 25 G を対象額として算出		
一般管理費等 の算定	1 A + 5 B + 9 C + 13 D + 17 E + 21 F + 25 G + 29 H を対象額 として算出				1 A + 5 B + 9 C + 13 D + 17 E + 21 F + 25 G + 29 H を対象額として算出		

### (3) 鋼橋製作架設工事の場合

	通常の積算	施工箇所ごとの積算			施工箇所所在用積算		
		工事箇所 (主)	工事箇所 (他1)	工事箇所 (主)	工事箇所 (他1)	工事箇所 (主)	工事箇所 (他1)
直接製作費	1 A (2 A + 3 A + 4 A)	2 A	3 A	4 A	2 A	3 A	4 A
	+	+	+	+	+	+	+
間接労務費	5 B	6 B	7 B	8 B	6 B	7 B	8 B
	+	+	+	+	+	+	+
工場管理費	9 C	10 C	11 C	12 C	10 C	11 C	12 C
	+	+	+	+	+	+	+
直接工事費	13 D (14 D + 15 D + 16 D)	14 D	15 D	16 D	14 D	15 D	16 D
	+	+	+	+	+	+	+
共通仮設費	17 E	18 E	19 E	20 E	18 E	19 E	20 E
	+	+	+	+	+	+	+
現場管理費	21 F	22 F	23 F	24 F	22 F	23 F	24 F
	+	+	+	+	+	+	+
一般管理費等	25 G	26 G	27 G	28 G	25 G		
. . . . .							
間接労務費の算定	1 Aを対象額として算出	2 Aを対象額として算出	3 Aを対象額として算出	4 Aを対象額として算出	6 B + 7 B + 8 B		
工場管理費の算定	1 A + 5 Bを対象額として算出	2 A + 6 Bを対象額として算出	3 A + 7 Bを対象額として算出	4 A + 8 Bを対象額として算出	10 C + 11 C + 12 C		
共通仮設費の算定	13 Dを対象額として算出	14 Dを対象額として算出	15 Dを対象額として算出	16 Dを対象額として算出	18 E + 19 E + 20 E		
現場管理費の算定	13 D + 17 Eを対象額として算出	14 D + 18 Eを対象額として算出	15 D + 19 Eを対象額として算出	16 D + 20 Eを対象額として算出	22 F + 23 F + 24 F		
一般管理費等の算定	1 A + 5 B + 9 C + 13 D + 17 E + 21 Fを対象額として算出				1 A + 5 B + 9 C + 13 D + 17 E + 21 Fを対象額として算出		

(4) 電気通信設備工事の場合

	通常の積算	施工箇所ごとの積算			施工箇所所在用積算		
		工事箇所 (主)	工事箇所 (他1)	工事箇所 (主)	工事箇所 (他1)	工事箇所 (主)	工事箇所 (他1)
機器単体費	1 A (2 A + 3 A + 4 A)	2 A	3 A	4 A	2 A	3 A	4 A
	+	+	+	+	+	+	+
直接工事費	5 B (6 B + 7 B + 8 B)	6 B	7 B	8 B	6 B	7 B	8 B
	+	+	+	+	+	+	+
共通仮設費	9 C	10 C	11 C	12 C	10 C	11 C	12 C
	+	+	+	+	+	+	+
現場管理費	13 D	14 D	15 D	16 D	14 D	15 D	16 D
	+	+	+	+	+	+	+
技術者間接費	17 E (18 E + 19 E + 20 E)	18 E	19 E	20 E	18 E	19 E	20 E
	+	+	+	+	+	+	+
機器管理費	21 F	22 F	23 F	24 F	22 F	23 F	24 F
	+	+	+	+	+	+	+
一般管理費等	25 G	26 G	27 G	28 G	25 G		
. . . . .							
共通仮設費の 算定	5 Bを対 象額と して算 出	6 Bを対 象額と して算 出	7 Bを対 象額と して算 出	8 Bを対 象額と して算 出	10 E + 11 E + 12 E		
現場管理費の 算定	5 B + 9 Cを 対象額と して算 出	6 B + 10 Cを 対象額と して算 出	7 B + 11 Cを 対象額と して算 出	8 B + 12 Cを 対象額と して算 出	14 D + 15 D + 16 D		
技術者間接費 の算定	5 Bを対 象額と して算 出	6 Bを対 象額と して算 出	7 Bを対 象額と して算 出	8 Bを対 象額と して算 出	18 E + 19 E + 20 E		
機器管理費の 算定	1 Aを対 象額と して算 出	2 Aを対 象額と して算 出	3 Aを対 象額と して算 出	4 Aを対 象額と して算 出	22 F + 23 F + 24 F		
一般管理費等 の算定	5 B + 9 C + 13 D + 17 E + 21 Fを対 象額と して算 出				5 B + 9 C + 13 D + 17 E + 21 F を対 象額と して算 出		

附則

令和4年4月1日以降に公告又は指名通知する工事から適用する。

令和4年10月1日以降に公告又は指名通知する工事から適用する。

## 特記仕様書記載例

< 土木工事、鋼橋製作架設工事及び電気通信設備工事の場合 >

### 第 条 施工箇所が点在する工事の適用

(1) 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、「 地区( )、 地区( )、 地区( ) (以下工事箇所という)」ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法」による工事である。

(2) 本工事における共通仮設費の金額は、工事箇所ごとに算出した共通仮設費を合計した金額とする。

また、現場管理費の金額も同様に、工事箇所ごとに算出した現場管理費を合計した金額とする。

なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正（施工地域による補正等）については、工事箇所ごとに設定する。一般管理費等については、工事箇所ごとではなく、通常の積算方法により算出する。

[注] 『 地区( )』『 地区( )』『 地区( )』の部分には、共通仮設費及び現場管理費を個別に積み上げる地区名及び測点等を記載する。

< 施設機械設備工事の場合 >

### 第 条 施工箇所が点在する工事の適用

(1) 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、「 地区( )、 地区( )、 地区( ) (以下工事箇所という)」ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法」による工事である。

(2) 本工事における共通仮設費の金額は、工事箇所ごとに算出した共通仮設費を合計した金額とする。

また、現場管理費の金額も同様に、工事箇所ごとに算出した現場管理費を合計した金額とする。

さらに、据付間接費の金額も同様に、工事箇所ごとに算出した据付間接費を合計した金額とする。

なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正（施工地域による補正等）については、工事箇所ごとに設定する。一般管理費等、設計技術費については、工事箇所ごとではなく、通常の積算方法により算出する。

[注] 「 地区( )」「 地区( )」「 地区( )」の部分には、共通仮設費及び現場管理費を個別に積み上げる地区名及び測点等を記載する。